



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 29 年 9 月号

《 所長便り 》

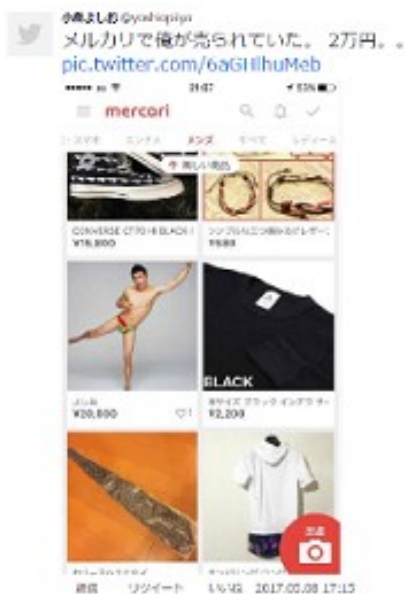
今月号の税務通信（税理士が毎週読んでいる情報誌）に電子商取引専門調査チームのことが記載してあったので、それについて少しお話ししようかと思います。

税務通信によると、電子商取引の中の個人間電子商取引が急速に拡大しており、特にフリマアプリを使った取引が拡大されているとのこと。そう「メルカリ」に代表されるフリマアプリ。人気みたいですね。そして、そういうアプリで儲けが20万円を超えたら、確定申告しなくてははいけません。サラリーマンでも。しかし、副業という感覚が強く、調査でも無申告になっているケースがかなり多いとのこと。

多分、自分の古着などを売却している程度ではなく、クリエイター等の活動、例えば、材料買ってきてリーフにして売るとか、手芸をして売るとか、画家として絵を書いて売るとか、そういう人が危ないですね。

何故かって、そこには、原価がないから。自分の労務賃は、経費になりませんから、沢山時間をかけて作ったようなものには、売上＝儲けとなり、予想外の税金がかかります。

名古屋国税局にも10名弱電子商取引専門チームがいるらしいですので、気をつけましょうねー



小島よしお 可哀そう(笑)



領収書って何に使うの？  
ダメ、絶対！

《 経営情報 》 文責：小澤

### ふるさと納税 今後どうなる？還元率3割

2017年（平成29年）も激化しているふるさと納税の返礼品競争をめぐり、総務省は全自治体に対し、4月1日付で返礼品額の比率を寄付額の3割までとするなどの要請を行いました。これにより還元率が高い返礼品は見直しがかかり、3割までに抑えられる動きとなりました。

今回の見直し内容は次の通りです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものを返礼品としないこと。
- ・電子機器や貴金属、時計など資産性の高いものを返礼品としないこと。
- ・返礼品の調達価格などを表示しないようにすること。
- ・その他の返礼品についても還元率を寄付額の3割以内とすること。

具体的に以下が、廃止される可能性が高い返礼品となります。

- ・商品券、プリペイドカード、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金など
- ・電化製品、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車など

《 今月の税務 》

- ・7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉  
申告期限…10月2日(月)
- ・個人事業者の消費税の中間申告分の振替日（振替納付を選択している場合）  
振替日…9月27日(水)
- ・1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）  
申告期限…10月2日(月)

《 行楽日記 》 文責：今井

先日、モリコロパークにある「サツキとメイの家」に行ってきました。モリコロパークと言えば、2005年に開催された愛・地球博長久手会場の跡地に整備された公園ですが、その中に「サツキとメイの家」があります。

「サツキとメイの家」の見学にはチケットが必要で、予約券と当日券があります。その日、11時30分からの見学を終えるころには当日券は完売になっていました。

実際に見学してみると、家の周辺だけとはいえとてもリアルにとりのトトロの世界が再現されており、子供たちはあちこちでどんぐりを見つけたり、階段から「まっくろくろすけ出ておいでー」と叫んだりと大興奮でした。

モリコロパークには他にも子供が楽しめる施設があり、家族で訪れるにはとても良い公園でした。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)